

行政ほっかいどう

'83.11



遠くシベリヤから飛来して一時を憩う白鳥たち

苫小牧市ウトナイ湖畔にて 撮影 本会理事 酒井 清蔵氏

目次

通年雇用奨励金	} 制度の概要…………… 2	北海道道路管理規則の全面改正…………… 7
冬期雇用安定奨励金		行政書士と表札…………… 8
冬期職業講習助成給付金		地区委員制により会員の育成に意欲十分…………… 9
行政書士が行う労務関係の業務について…………… 3		車庫証明は身近かなところから…………… 10
業務誘致の方法について…………… 4		会報編集協力員を委嘱…………… 11
「貸金業の規制等に関する法律」施行に ともなう本会の対応について…………… 5		支部のうごき…………… 12
貸金業登録申請様式第6面用語の説明…………… 6		会員のうごき…………… 12
収入証紙の消印…………… 6		事務局日誌…………… 13
「貸金業者登録申請等作成の手引」の頒布…………… 7		北海道の最低賃金…………… 14
		第3回建設業経理事務士試験…………… 15

行政書士の事務所は正しく表示しよう!!
北海道行政書士会

通年雇用奨励金
冬期雇用安定奨励金
冬期職業講習助成給付金

制度の概要

業務研修部

昭和58年4月1日から「通年雇用奨励金」制度の一部が改正になり、また「積寒給付金」制度は廃止されて新たに「冬期雇用安定奨励金」及び「冬期職業講習助成給付金」の二つの制度が昭和58年4月1日から発足しました。詳細は、最寄の公共職業安定所にお尋ねください。

なお、昭和55年9月1日以降入会の行政書士は、この書類の作成はできません。

1 通年雇用奨励金について

(1) 指定地域

北海道（全域）及び東北・中部・北陸地方の各県、又はその一部

(2) 指定業種

林業、採石業及び砂・砂利又は玉石の採取業、建設業、水産食料品製造業、野菜缶詰・果実缶詰又は農産保存食料品の製造業、一般製材業、セメント製品製造業、建設用粘土製品（陶磁器製のものを除く。）の製造業、特定貨物自動車運送業

(3) 支給対象事業主

指定地域において指定業種の事業を行う雇用保険の適用事業の事業主が季節労働者を冬期間引き続いて雇用し、そのあとも1年間以上引き続いて雇用した場合に支給

(4) 申請対象労働者

昭和58年9月30日以前から雇用されている季節労働者であって、昭和59年1月31日に雇用保険の特例一時金の受給資格を得ていると見込まれる者

(5) 支給金額

労働者1人当たり支給された賃金の額に

応じ、18万円、24万円、30万円のいずれかの額

2 冬期雇用安定奨励金について

(1) 特別指定地域

北海道（全域）及び東北・中部・北陸地方の各県、又はその一部

(2) 特別指定業種

林業、採石業及び砂・砂利又は玉石の採取業、建設業、一般製材業、セメント製品製造業、建設用粘土製品（陶磁器製のものを除く。）の製造業、特定貨物自動車運送業（専ら建設関係資材を運送するものに限る）

(3) 支給対象事業主

特別指定地域において特別指定業種の事業を行う雇用保険の適用事業の事業主が季節労働者を離職させる際に、翌春に再雇用すること、8万4千円以上の冬期手当を支払うこと及び昭和59年1月1日から同年3月31日までの間に適する仕事が確保されたときは、優先的に雇い入れることを約し、対象期間に10日間以上就労させ、その就労について4千2百円を上回る賃金を支払い、約定に基づき、冬期手当を支払い、再雇用した場合に支給

(4) 対象労働者

特別指定地域において特別指定業種を行う事業主に雇用されていた者であって、季節的業務に従事し、昭和58年11月以後に離職したもののうち、昭和59年1月31日において雇用保険の特例一時金の受給資格を有するもの（当該受給資格に基づき特例一時金を受給した者を含む。）又は短期雇用特例被保険者として引き続き雇用され、その期

間が6カ月以上あるもの。ただし、昭和58年度に冬期職業講習助成給付金の支給に係る対象労働者となっている者は除く

(5) 支給金額

対象期間の就労日数が10日以上ある対象労働者1人当たり、就労日数が10日以上20日未満の場合は7万円、20日以上30日未満の場合は8万4千円、30日以上の場合は9万8千円

3 冬期職業講習助成給付金について

この給付金には、事業主又は事業主の団体に支給されるものと、季節労働者に支給されるものと2種類がある

① 特別指定地域

北海道（全域）及び東北・中部・北陸地方の各県、又はその一部

② 指定業種

前記2の(2)の特別指定業種に同じ

(1) 対象事業主

▲特別指定地域において特別指定業種の事業を行う雇用保険の適用事業の事業主又は事業主の団体が季節労働者（対象労働者）に対し、昭和59年1月1日から同年3月31日までの間に20日以上

の冬期職業講習を実施した場合

▲支給金額は、冬期職業講習の実施に要した経費のうち、講習を20日以上受講した対象労働者の数に1万円を乗じて得た額を限度として支給する

(2) 対象労働者

▲特別指定地域の特別指定業種を行う事業主に雇用されていた者であって、季節的業務に従事し、昭和58年10月1日以後に離職したもののうち、昭和59年1月31日において雇用保険の特例一時金の受給資格を有するもの（当該受給資格に基づき特例一時金を受給した者を含む。）ただし、昭和58年度に既に冬期雇用安定奨励金に係る雇用予約を締結している者、又は冬期職業講習受講給付金の対象労働者となっている者は除く

▲支給要件は、冬期職業講習助成金の支給対象となる事業主又は事業主の団体が実施する冬期職業講習を20日以上受講した場合

▲支給金額は、受講日数が20日以上ある対象労働者1人当たり8万4千円

行政書士が行う労務関係の業務について

—55年9月1日以降の入会者は労務関係の業務はできない—

業務研修部

過去には、本会に入会している行政書士の資格だけで社会保険労務士と同様の業務ができた時期があります。しかしながら、昭和55年9月1日施行の行政書士法の一部改正によって、社会保険労務士と行政書士の業務を完全に分離し、同日以降に入会した会員は、一切労務関係の業務を行うことができないように措置されました。

しかし、この改正法の施行の際現に行政書士会に入会している者に限り、社会保険労務士の事務となっている書類作成事務が認められる過経措置（同法附則第2項）が

講じられたことは御承知のとおりと存じます。ただし、この特別措置を受けていた会員が一旦退会したときは、その時点で特別措置が失効し、その後再入会しても特例は復活しないという解釈が示されていますので、昭和55年9月1日以降に入会した行政書士は労務関係の業務を行うと社会保険労務士法違反になりますから十分注意してください。

なお、再入会の方等で名刺又は看板等に労務関係の表示をしている方は速やかに抹消するよう御配慮願います。

業務誘致の方法について

業務研修部

行政書士の業務誘致に関しては、行政書士法施行規則第6条第2項に「行政書士は不正又は不当な手段で、依頼を誘致するような行為をしてはならない。」と規定されています。本会の指導的な立場にある者が、業者にチラシを送り、業務誘致をしているのは規則違反ではないかと匿名の投書を寄せられた方があり、会報で見解を明らかにしてほしい旨書き添えてありました。

この解釈については、行政書士必携の中でくわしく解説してありますが、重ねて解説を行いますので十分理解をしてほしいと存じます。

行政書士が業務誘致の方法をとること自体は全く自由であり、何らの制限はないのです。したがって大きな看板を掲げようと多数の看板をあちらこちらに立てようと、新聞広告を出したり、チラシを配布することも禁止されるものではなく、例えば、建設業者の個々に“あなたの許可更新時期は何時です。更新手続きは当事務所へ”といったような文書を出すようなことも差し支えがないわけです。ただし、業務誘致したい一心で、報酬額が安いとか、強要的な方法や、しつこくつきまとうような方法で業務誘致をするなどのことは業務の不正又は不当誘致に該当すると解釈されています。

なお、この事例別解釈を次のように示しますので、これにより御理解願います。

記

業務誘致方法の事例別解釈

1. 個人としての行政書士が自己の事務所と業務内容につき一般新聞、雑誌及びこれらに類似する広告を掲載する行為は不正、不当の業務誘致に該当しない。
2. 上記広告を開業案内、事務所新設、移

転のチラシとして新聞に折込み配付等をする行為は、不正、不当の業務誘致に該当しない。

3. 電柱、立看板、建物の壁等に個人としての行政書士が、自己の事務所と業務内容を広告する目的でポスター及びこれに類似するものを設置又は貼付する行為は不正、不当の業務誘致に該当しない。
4. 広告に、低廉等の文字を入れることは不正、不当の業務誘致に該当する。
5. 事務所前又は路上において行政書士業務を行うことを目的として、他人の進路に立ちふさがり又は他人につきまとい呼び込みをすることは不正、不当の業務誘致に該当する。
6. 行政書士の業務を行うために訪問又は電話若しくは文書をもって強要誘致することは不正、不当の業務誘致に該当する。なお、文書の記述の中で、行政書士しかできないような表現をすることは不適当である。

— 行政書士会館建設資金 融資のお願い —

行政書士会館は、東京都目黒区青葉台に国有地の売払いを受け、近く着工することになっています。北海道行政書士会に割当てられた融資総額1,420万円の達成のため、未融資の方は是非1万円を至急御融資くださいますようお願いいたします。

「貸金業の規制等に関する法律」施行に ともなう本会の対応について

業務研修部長 佐藤 兆 昭

修会に本会会員の出席を希望したところ快諾してくれたので同日、電話で各支部長に連絡し十数名の本会会員が出席した。

10月1日付北行第164号をもって「貸金業の規制等に関する法律」施行にともなう説明会については、各支庁毎に開催される説明会の日程を各支部長宛に連絡した。

その間、企画部にあつては9月号の会報に新法の概要を掲載し、また、業務資料は大蔵省の通達等が出そろうのをまって、「法令集」、「手引書」、「業務資料（貸金業の登録申請）」等が新法施行前に会員に発送される運びとなった。

さらに、10月14日付北行第178号「貸金業の業務運営に関する基本的事項」の送付について」でその後の推移を各支部長宛に連絡し、同月22日には申請用紙を入手して直ちに、報酬額検討委員会は本業務の報酬額を積算した。続いて10月24日付北行第183号をもって、本会会長名で庶民金融業協会会長及び各支部長あてに行政書士業務についての啓蒙と、登録申請業務について本会の受け入れ体制を通知し業務依頼についての協力を求めた。

支部にあつても本会の呼びかけに対応し、すばやく行動を開始した支部もあり、支庁主催の説明会出席者に行政書士の業務内容を啓蒙するチラシを配布したり、届出業者に宛ててダイレクトメールを企画したり、あるいは支部が協会支部と協力関係を樹立したり、とそれぞれ地域により、人により、違いはあつても、特筆すべき対応をした支部も多かった。

10月21日開催された全道支部業務指導者研修会（農地法関係）の席上で各支部からの出席者に対し、この業務についての関係

制度の改廃に際してその初期において対応を誤ると後々まで尾を引くことは、我々は車庫証明業務、食品衛生業務等で苦い経験しているところである。いわゆる、サラ金規制法の施行にともなう本会の対応についてであるが、最終的な「つめ」が行政庁においてすら10月下旬になってようやくまとまるというあわただしさであった。

9月初旬、日行連より「各単位会の対応について」という通知が入り、これを受けて9月9日に渡辺明総務部長が道商工観光部及び道庶民金融業協会と折衝に入り、相互理解を深めた。道としては大いに行政書士の活用を期待しているとのことであったし、また協会にも登録申請書の作成は本人作成以外は行政書士が業務として作成すべき地位にあることを理解してもらった。

これを受けて本会は北行第156号をもって各支部長に宛て「貸金業の登録業務について」という通知を発送し、支部の実情により適宜協会支部と折衝をもつよう連絡した。

10月1日、私が道商工観光部金融課長とお会いし、道内に15,000名の届出業者がいること。貸金業協会の母体となるべき庶民金融業協会の会員は1,000名弱であること。届出業者の20%ないし30%は、行政書士がその手続きを手がけたものと思われるので、この業務については大いに行政書士との関係が深いこと。を説明したところ、同課長は行政書士の活用についての理解を示し、10月4日の各支庁担当者会議の席上、各支庁で開催される説明会に行政書士が出席できるようにその協力を約してくれた。

同日、道庶民金融業協会事務局長とお会いして、10月3日に同協会が札幌で行う研

方面との折衝の経緯及び参考になると思われる支部の活動状況等について説明した。

何もかもあわただしい法施行を目前に、橋本企画部長、酒井企画担当理事の助言と協力は感謝にたえない。また、連日の残業で業務資料をまとめ、対外折衝にあたった事務局職員の労を多としたい。

今後は本会と支部間の連絡をさらに密にとりながら、この業務の適正な誘致を更に進めたい。

貸金業者登録申請 様式第6面用語の説明

一 業務研修部 一

消費者金融 一般の消費者に対して、個人的な用途に供する住宅、不動産、商品等の購入資金として融資すること。金融機関の扱うもの以外に、クレジットカード会社、販売融資会社、月賦小売店、個人金融会社（いわゆるサラリーマン金融会社）の行う金融が含まれる。

事業者向け金融 あらかじめ融資の対象、限度額、返済条件、金利等を定めて事業者に融資すること。この場合用途を特定するものと、特定しないものがある。

利息の先取り 貸出の際、利息相当額を天引した残りの額を貸出しするか、利息相当分を支払いさせて貸出する方法。

利息の後取り 貸出の際には、利息を徴求せず、返済の際に利息を計算して徴求する方法。

単利 単純に $\text{元本} \times \text{期間} \times \text{単位利率}$ で利息を計算する方法。

複利 一定期間の利息を元本に組入れて、利息を計算する方法。

アドオン方式 最初の貸出額に、単純に利率と期間を掛けて利息総額を算出し、貸出額と利息総額を加えたものを融資額とし、これを均等分割して返済する方式。

残債方式 貸出残高に見合った利息を徴求する方式。

一括返済方式 貸出金を分割して返済する形態との対比で、一時に返済する形態をいう。

元利均等方式 残債方式の一つで、元金返済額を増加させ、残高に見合って徴求する利息を合わせて各返済期の返済額の合計が一定額になるように組合せた分割返済方式。

元金均等方式 元金は均等額を返済するように定め、利息は残高に見合う額を算定して分割返済する方式。返済額は最初のうち多く、後になるほど少くなる。

リボルビング 回転信用方式。クレジット販売の一方式である。毎月一定額を支払う月賦販売と異なり、返済回数を限定せずに毎月一定額、又は残高に対して一定率の金額を返済する方式をいい、この場合定額によるものを「定額リボルビング」、定率によるものを「定率リボルビング」という。この方式は返済中途でも貸し足しすることができる。

収入証紙の消印

…北海道収入証紙の消印は申請者印で…

業務研修部

貸金業者登録申請書、別紙様式第1号（第8面）様式のうち「13、登録免許税領収書貼付欄」には「（消印してはならない。

）」とありますが、北海道収入証紙を貼付した場合に限り、申請者印と同じ印を用いて必ず消印してください。

なお、建設業許可申請の場合と同様に行政書士の印でも消印できるようにと折衝中ですが、結論が出るまでの間は申請者印で消印するように会員の皆さんに通知しておいてほしいということでしたので、別に連絡するまでは、必ず申請者印で消印を行ってください。

「貸金業者登録申請等 作成の手引」の頒布

標記「貸金業者登録申請等作成の手引」（記載例つき）については、限定300部作成致しましたが、残部僅かとなっておりますので、ご希望の方は電話またはハガキで至急お申し込みください。入金あり次第送付いたします。

頒布価格 1部500円送料込み

政連会費納入のお願い

58年度 政連会費 ¥3,000

を至急納入してください

日本行政書士政治連盟北海道支部

北海道道路管理規則の

全面改正

企画部

道路に関する法律の施行によって道が管理する道路の範囲が拡大したこと等と、道路の管理に関する諸手続きを整備するため、北海道道路管理規則の全部を改正する規則が公布され、本年12月1日から施行されることになりました。

特に、行政書士の業務と関係の深い改正点は次のとおりですが、土木現業所又は同出張所と協議して手続きに誤りのないようにしてください。

なお、道路法第39条の規定による道路占用料は国道については、本年10月1日から改正されましたが、道関係の改正はいつものところ予定されていません。

記

○ 道路の占用関係

- 1 新たに、道路法第35条に規定する占用の協議に関する規定が設けられた。
- 2 道路の占用に関する申請書及び、協議書の全国統一化に対処して改正された。
なお、統一化が普及した段階では、他の道路管理者の定める様式による申請書又は協議書によっても申請又は、協議ができるようになる。
- 3 申請書又は協議書の添付書類が改正された。

○ 道路予定地の形質変更等の申請

新たに、道路予定地における土地の形質変更等に関する申請の手続が規定された。

行政書士と表札

業務研修部長 佐藤 兆昭

網走管内の職業別電話帳の「行政書士・司法書士・社会保険労務士」の欄をみるとおよそ100の電話番号が掲載されており、そのうち「何某代書」とあるのが1件だが「法律事務所」としている豪の者もある。これにより、全道的な行政書士の名称表示のみだれを容易に想定することができる。

行政書士法施行規則(注1)は、行政書士の事務所の表示について様式を定めている。したがって、我々はまずこの表札を掲示しなければならない。その他に業務内容を分かり易く表示することまでも法は禁じるものではないが、そこには行政書士としての品位保持という面の規制を受けることになる。

税理士法(注2)、弁護士法(注3)、社会

注1 (事務所の表示)

第1条 行政書士は、その事務所に別記様式第1に準じた表札を掲示しなければならない。

2 行政書士は、行政書士法(昭和26年法律第4号、以下「法」という。)第14条〔業務の禁止等の処分〕の規定により業務の停止の処分を受けたときは、その停止期間中は、前項の表札を撤去しておかなければならない。

注2 (名称の使用制限)

第53条 税理士でない者は、税理士又はこれに類似する名称を用いてはならない。

2 税理士会及び日本税理士会連合会でない団体は、税理士会若しくは日本税理士会連合会又はこれらに類似する名称を用いてはならない。

注3 (非弁護士の虚偽標示等の禁止)

第74条 弁護士でない者は、弁護士又は法律事務所の標示又は記載をしてはならない。

2 弁護士でない者は、利益を得る目的で、法律相談その他法律事務を取り扱う旨の標示又は記載をしてはならない。

注4 (名称の使用制限)

第26条 社会保険労務士でない者は、社会保険労務士又はこれに類似する名称を用いてはならない。

2 社会保険労務士会又は全国社会保険労務士会連合会でない団体は、社会保険労務士会若しくは全国社会保険労務士会連合会又はこれらに類似する名称を用いてはならない。

保険労務士法(注4)等においては、それぞれ類似名称の使用を制限しているもので、これに違反してはならないことはもちろんのことである。

近時、我々士業にたずさわる者の取扱業務が複雑高度化するにつれ、類似士業間の業務範囲も複雑微妙の度合いを深くしている。特に最も新しい資格である社会保険労務士との関係などはその例の最たるものであろう。したがって、行政書士だけの資格で業務を取扱っている会員にあっては、必ず、前掲の規則に定める行政書士氏名事務所の表札を掲示し、しかる後に、自己の取扱業務について具体的に表示するような姿勢が必要とされるのである。

支部めぐり〔その7〕

網走支部の巻

～地区委員制により会員の育成に意欲十分～

理事(企画部担当) 酒井清蔵

道内最広域地区、北は西興部村、東南は清里、置戸町までの3市20町3村、総面積10,689.01㎢、本州にたとえると実に1単位会の広さ。宮下支部長は「当支部は、支部役員のみではフルに回転できないので、縦の軸に道本会になって5専門部をおき、横の線として管内を6地区に分割(北見、網走、紋別、遠軽、美幌、斜里)しそれぞれの地区に地区委員を選任して支部会員の育成と支部の発展に努力している」とのこと。道内14支部のうち地区委員制を作り支部活動の充実を図っているのは網走支部1カ所のみで当支部の特徴ではなかろうかと説明する。

去る9月24日・25日の2日間、同支部の58年度事業計画による第2回業務研修会が北見市郊外の北見自然休養センターにおいて、一般簿記と記帳、振替仕訳と会計実務についての研修会が行われ、宮下支部長、石田会員が講師となり熱のこもった講義に出席者も真剣に耳を傾けペンを走らせていた光景が印象的であった。

24日第1日目の研修終了後同センター大広間において参加者全員による懇親会が催され、各地区の情報の交換秋の夜長は呑むほどに話に花が咲き和気あいあい。

同支部管内は観光地としても知られた地域でもある。網走市(人口43,000人)の近郊は、湖と海岸砂丘、原生植物群、それに荒洋とした雰囲気にある樹林に囲まれた

網走湖、砂丘でオホーツク海と区切られたサロマ湖と能取湖等、国定公園には本州方面からの旅行者も多いとのこと。なお、赤レンガ造りの網走刑務所も名所の一つ。

また、北見市(人口92,000人)は農林中心に栄えた地域、石北本線で最も大きな街、北見盆地の中心であり大雪山と阿寒網走地区を結ぶ中間地点で、市内には全国のボタンを集めた河西牡丹園、各国の名花600種以上を楽しむ北見フラワーパラダイス等があり、そのほかに日本一の生産量をほこるホクレン北見ハッカ工場があり、本州方面からの旅行者に人気がある。更に、網走から稚内方面に北上するオホーツク沿岸の都市紋別市(人口34,000人)サケ・マス・タラ・カニなどの水揚げが盛んで、水産物加工場も多く活気のある街、特に冬は流水の街として全国に知られている。街の東はずれにコケム湖(海跡湖)では、カレイ・サヨリ・ワカサギなどが生息、湖の周辺にはエゾカンゾウ、ハマナス、ガンコウランなどの原生花園があり、秋季にはカモ類が飛来する場所として知られていると支部会員の一人が説明してくれた。

2日間の研修会も有意義に終了、午後2時支部長他支部役員の方々に謝辞を述べ宮下支部長の愛車に同乗して帰路につく。25日胆振地方に集中豪雨があり登別、白老地区を中心に被害続出室蘭本線が不通となり旭川で1泊し26日午後帰着した。

以上で網走支部探訪を終る。

車庫証明は、身近かなところから

— 知人、友人、親類に呼びかけよう —

車庫証明対策特別委員会

前号でもお知らせしたとおり、車庫証明は行政書士の業務として身近かなところから着手しましょう。御希望の方には“車庫証明と自動車の登録”を無償交付しますので、郵便切手170円を同封してお申し込み下さい。

— 資 料 目 次 —

I 自動車保管場所証明の交付申請

1. 自動車の保管場所の確保を証する書面について
 - 2. 保管場所の証明書が必要な場合
 - 新規登録、変更登録、移転登録
 - 3. 保管場所の確保を証する書面
 - 陸運事務所提出、警察署長の証明
 - 4. 証明書の発行
 - 5. 証明書の交付申請手続
 - 申請書、見取図、配置図、使用権原書
 - 6. 申請書類の記入のしかた
 - 7. 見取図の作成要領
 - 8. 配置図の作成要領
 - 9. 使用の権原を有することの証明書
 - 10. 用語の説明等
 - 保有者、保管場所、使用の本拠の位置、管理責任者
 - 11. 保管場所確保の認定条件
 - 12. その他
 - 証明書発行に要する日数
 - 警察署長との連絡
 - 証明書の有効期間
 - 委任状について
 - 13. 様式（1～4 記入例見取図及配置図記載例別表）

II 自動車の登録

1. 概 説
 - (1) 登録の効力
 - (2) 登録事務の処理方式
 - (3) 登録の申請
 - (4) 申請書等の様式
 - (5) 申請書等の記載
2. 変更登録
 - (1) 申 請
 - (2) 変更登録の基準
3. 移転登録
 - (1) 申 請
 - (2) 移転登録の基準
4. まっ消登録
5. マークシート（申請書）の記載要領
 - (1) マーク方法と取り扱い上の注意
 - (2) マーク項目欄以外の記載方法
 - (3) コード（略号）番号について
 - (4) 添付書類の編てつ等について
6. マークシートの記載例
 - (1) 変更登録申請書
 - (2) 移転登録申請書
 - (3) まっ消登録申請書

— 会報編集協力員を委嘱 —

本会会報の充実をはかるため、10月1日付をもって次の方々を会報編集協力員に委嘱致しましたのでお知らせします。

1. 本 会 関 係

所 属	氏 名	郵 便 番 号	住 所	電 話 番 号
総 務 部	能 勢 寿 雄	060	札幌市中央区大通西11丁目	011 271—6658
経 理 部	高 橋 武 次	098-65	上川郡風連町大町127	01655 3—2340
業 務 研 修 部	原 隆 俊	040	函館市中島町18番17号	0138 53—5555
監 察 部	北 川 清	047	小樽市赤岩1丁目16番11号	0134 38—7522
車庫証明対策特別委員会	倉 盛	062	札幌市豊平区 豊平6条8丁目倉 盛事務所	011 823—2101

2. 支 部 関 係

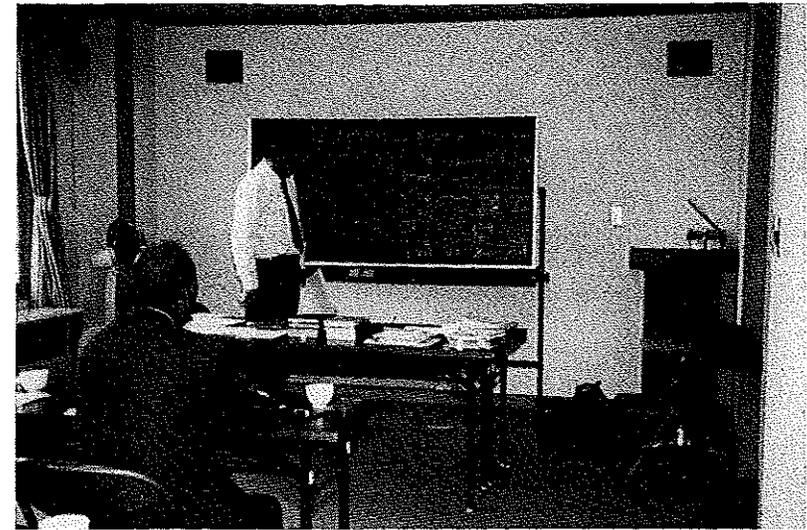
所属支部	氏 名	郵 便 番 号	住 所	電 話 番 号
札 幌	石 栗 健 夫	062	札幌市豊平区 月寒東5条16丁目1番9号	011 851—9010
函 館	長谷川 卓 蔵	041	函館市美原3丁目17番20号	0138 46—5080
小 樽	山 岡 進	047-01	小樽市桜1丁目7番12号	0134 54—0800
空 知	新 川 司	068	岩見沢市5条東15丁目	0126 24—6789
旭 川	古 屋 福 治	098-01	上川郡和寒町南町88	016532 2252
留 萌	橋 本 雄 一	077	留萌市沖見町4丁目81	01644 2—3956
宗 谷	川 村 大 陸	097	稚内市 港5丁目5番23号道北産経会館	0162 23—4709
網 走	真 貝 四 郎	090	北見市北7条東1丁目2番地	0157 24—1701
室 蘭	村 上 清	049-56	虻田郡虻田町字入江190番地79	01437 6—2376
苫 小 牧	酒 井 清 蔵	053	苫小牧市元中野町2丁目5番2号	0144 32—9074
日 高	伊 東 幸 治	059-24	新冠郡新冠町字北星町5番地6	01464 7—2616
十 勝	片 桐 音 松	080	帯広市西16条南6丁目37番14号	0155 36—1032
釧 路	大 沢 清	085	釧路市白金町19番6号	0154 22—8681
根 室	田 中 誓 雄	087	根室市清隆町2丁目11番地	01532 3—6018

＝支部のうごき＝

支部研修会開催状況

注()は通知人員

支部	月・日	場所	研修科目	講師	受講者数
小樽	9/19	岩内町 ホテル うきよ	法人設立及び 商法改正	札幌法務局岩内支局 支局長 中村 礼次郎	(64) 23
網走	9/24～25	北見市自然休養 センター	経理事務	支部長 宮下 豊 支部所属 石田 鉄治郎	(126) 15
釧路	9/26	釧路厚生年金 福祉会館	ワードプロセッサの 知識と利用実務	リコー札幌支店 係長 荒川 幸夫	(64) 11
苫小牧	9/30	苫小牧市労働 福祉センター	1. 軽車両運送事業 経営届 2. 貸金業等規制法 の概要と取扱	本会委員 葛西 彰 本会理事(企画部) 酒井 清蔵	(53) 16
空知	10/2	滝川市 江部乙温泉	会計記帳 決算事務	支部所属 大栗 武雄	(109) 25
宗谷	10/18	稚内グランド ホテル	自賠責保険の適用 概要と要点	日本火災海上保険(株) 稚内支店長 西山 幸雄	(12) 5
室蘭	10/22	室蘭市中小企業 センター	新しい 貸金業について	支部所属 澤里 忠蔵	(52) 15
網走	10/22～23	留辺蘂町温根湯 武華ホテル	民法及び 経理事務	弁護士 中村 仁 支部所属 石田 鉄治郎	(126) 26



(網走支部の業務研修風景)

事務局だより

月日	行 事 名	時 間	開 催 場 所
8/28	第5回常任理事会	13:00～17:00	自治会館
9/6～7	会長・事務局長会議	第1日 13:00～17:00 第2日 10:00～12:00	熱海市 ホテル起雲閣
9/8	札幌トヨタ自動車㈱折衝	13:00～14:10	札幌トヨタ自動車㈱
9/14	登録資格審査委員会	16:00～17:00	本会会議室
10/1	貸金業関係法令施行に伴う業務折衝	10:00～12:00	道庁金融課、石狩支庁商工労働課、道庶民金融業協会
10/3	貸金業関係法令説明会(道庶民金融業協会主催)	13:00～16:30	経済センター
10/4	日行連と北海道地方協議会の事前打合せ	10:00～12:00	センチュリーローヤルホテル
〃	日行連と北海道地方協議会との打合せ	13:00～16:00	〃
10/6	札幌トヨタ自動車㈱折衝	16:10～17:00	札幌トヨタ自動車㈱
10/7	自動車販売連合会札幌支部折衝	13:00～15:40	自販連事務所
10/13	登録資格審査委員会	16:00～17:00	本会会議室
10/14	第2回総務部会	10:00～17:00	〃
10/21	農地法等支部指導者研修会	10:00～17:00	北農健保会館
10/22	第2回車庫証明対策特別委員会	10:00～12:00	本会会議室
10/28	第2回綱紀委員会	13:00～16:00	本会会議室

昭和58年度支部定時総会開催状況

支部名	開催年月日	開催場所	役員改選による支部長の異動	出席者
日高	58.9.10	静内町公民館	役員改選なし	(4) 10
留萌	58.10.30	留萌市消費者生活センター	松金 昭二(再)	(5) 13

一退 会一

支部名	会員番号	氏 名	区 分	退会年月日
札幌(中央区)	160	小城 清二	廃業	58.9.30
札幌(中央区)	2,901	渡辺 輝明	〃	58.10.14
札幌(西区)	1,774	樫野 真一	〃	58.9.5
函館	2,109	入間川 省三	〃	58.10.13
〃	2,295	菅原 政一	〃	58.10.15
小樽	2,905	庄司 俊雄	〃	58.9.26
空知	260	蘆立 貫一	〃	58.9.22
旭川	2,245	北條 広志	〃	58.10.1
〃	2,376	西野 善二	〃	58.9.29
網走	140	近藤 峰一	〃	58.8.20
〃	2,501	大野 忠男	〃	58.10.14
十勝	633	島田 賢二	〃	58.9.30
釧路	2,075	金倉 孝志	〃	58.8.10

＝会員のうごき＝

こ せ い 去

永井 実 (十勝)
昭和58年7月27日 (行年57才)
土屋 博 (札幌)
昭和58年8月28日 (行年65才)
林 覚守 (札幌)
昭和58年10月12日 (行年74才)
中野 善勝 (網走)
昭和58年10月14日 (行年52才)

ここに謹んでご冥福をお祈りいたしました。

「最低賃金を守りましょう」

北海道の最低賃金

(昭和58年度改正)

(産業別最低賃金)

最低賃金の名 件	最低賃金額		適用の範囲	発 年 月 日
	日 額	時間 給		
食料品製造業	3,549	444	ただし、次の者は下段の金額が適用されます。 (1) 手作業による洗浄、皮むき、選別、包装又は箱詰め業務に主として従事する者。 (2) 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者。	58.11.6
	3,163	396		
繊維産業	3,439	430	ただし、次の者は北海道最低賃金(下記)が適用されます。 衣服、その他の繊維製品製造業、メリヤス手袋製造業又は製綿業に係る業務に従事する者。	58.11.6
木材・木製品・ 家具・装飾品 製造業	3,624	453	ただし、次の者は下段の金額が適用されます。 (1) 家具・装飾品製造業に係る業務に従事する者であって、雇入れ後6月未満の技能習得中のもの。 (2) 経木・同製品製造業、翻ばし製造業又はアイステックパー製造業に係る業務に従事する者。(機械の操作又は調整の業務に主として従事する者を除く。) (3) 手作業による塗り、選別、補修、包装又は運搬、清掃、炊事その他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者。	58.11.6
	3,201	401		
パルプ・紙・ 紙加工品 製造業	3,788	474	ただし、次の者は下段の金額が適用されます。 (1) 加工紙製造業、紙製品製造業、紙製容器製造業(重包装紙袋製造業を除く。)又はその他のパルプ・紙・紙加工品製造業に係る業務に従事する者。 (2) パルプ製造業、紙製造業又は重包装紙袋製造業に係る業務に従事する者であって、手作業によるこん包、選別又は運搬、清掃、炊事その他これらに準ずる軽易な業務に主として従事するもの。	58.11.6
	3,213	402		
出版・印刷・ 同関連産業	3,674	460	ただし、次の者は下段の金額が適用されます。 (1) 印刷業に係る業務に従事する者であって、雇入れ後6月未満の技能習得中のもの。 (2) 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者。	58.11.6
	3,286	411		
窯業・土石 製品製造業	3,626	454	ただし、次の者は下段の金額が適用されます。 手作業による包装、清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者。	58.11.6
	3,202	401		
機械・金属製品 等製造業及び 自動車整備業 (機械修理業を 含む。 道路運送車両 法第77条の自動車 分解整備事業 を含む。)	3,677	460	ただし、次の者は下段の金額が適用されます。 (1) 雇入れ後6月未満の者であって、当該職種に主として従事した期間が、技能習得期間を含み通算して6月未満のもの。 (2) 卓上において小型電動工具又は手工具を用いて行う穴あけ、組立て、おじ合せ、みがき又は塗油の業務に主として従事する者。 (3) 清掃、整理、片付け、炊事その他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者。	58.11.6
	3,208	401		
卸売業	3,459	433	ただし、清掃、片付けの業務に主として従事する者は北海道最低賃金(下記)が適用されます。 (注) 小売業は北海道最低賃金(下記)が適用されます。	58.11.6
石炭鉱業	5,296		坑内作業に従事する者。 (坑外作業に従事する者は北海道最低賃金(下記)が適用されます。)	58.2.6
金属鉱業等	5,296		坑内作業に従事する者。 (坑外作業に従事する者は北海道最低賃金(下記)が適用されます。)	58.2.6

(地域包括最低賃金)

上記の産業別最低賃金が適用されない労働者に適用

北海道	3,121	394	道内のすべての事業に働く労働者に適用されますが、上記の産業に働く労働者については、それぞれの産業別最低賃金が適用されます。	58.10.13
-----	-------	-----	---	----------

(精皆勤手当、通勤手当、家族手当は算入されません。)

最低賃金額以上の賃金を支払わないと最低賃金法違反となり、処罰されることがあります。

北海道労働基準局・労働基準監督署

◆第3回建設業経理事務士検定試験のおしらせ◆

第3回建設業経理事務士検定試験が次により実施されます。

1. 受験対象者

- ア 建設業簿記会計講習会(都道府県、都道府県の建設業協会、東日本建設業保証㈱、西日本建設業保証㈱、北海道建設業信用保証㈱、(財)建設物価調査会、専門工事業者団体が自ら又は相互に協力して行う講習会。以下「建設業簿記会計講習会」という。)の修了者。
イ 建設業の経理に従事している人又は従事しようとする人

2. 試験実施日及び時間割

昭和59年3月11日(日)

級ごとの試験時間割は、下表のとおりです。

試験時間割

級	時刻	入室時刻	試験開始時刻	試験終了時刻
4級		9:20	9:30	11:00
3級		12:00	12:10	14:10
2級		14:50	15:00	17:00

3. 試験地

道内の試験地は札幌・旭川・函館・帯広のほか道外盛岡・仙台等20都市。

具体的会場名、所在地等は別途決定しますが、受験者には申込受付後に発送する受験票により通知されます。(受験票は昭和59年2月中旬頃発送の予定)

4. 試験級

- ア 2級・3級・4級試験を行います。
イ 試験内容・出題数等は次のとおりです。

級別	内容・程度	出題数	試験時間
2級	建設業の簿記・原価計算及び会社会計 (建設業会計主任者向)	5題	2時間
3級	建設業の簿記・原価計算 (建設業一般記帳係向)	5題	2時間
4級	簿記のしくみ(建設業簿記入門者向)	4題	1時間30分

5. 受験料

2級……5,000円 3級……4,000円 4級……3,000円

2級・3級同時受験……6,000円 3級・4級同時受験……5,000円

受験料は、申込時に同封の所定の郵便振替用紙により払込んで下さい。

6. 申込受付期間

昭和58年12月1日(木)～12月20日(火)(12月20日付け消印のあるものまで有効)

7. 受付場所

申込書は、当基金所定の専用封筒を使用し、(財)建設業振興基金まで簡易書留で郵送して下さい。郵送以外の申込み受け付けはできません。

8. 合格者の発表

合格者には4月中旬頃、合格証書を本人あてに送付されます。

また不合格者にも4月中旬頃、その旨通知されます。

9. 受験申込書等の請求等

受験申込書等は、次の所にB5版の入る封筒に住所氏名を記載し、170円の郵便切手を貼付して送付を受けるか、近くの建設業協会から交付を受けてください。

北海道建設業信用保証株式会社 〒060 札幌市中央区北4条西3丁目1番地

発刊ご案内

北海道土木部道路課 監修

道路法関係例規集 (改訂版)

体裁 A5版 約950頁 堅牢ビニール表紙
頒価 6,200円

申込先 社団法人 北海道土木協会

〒060 札幌市中央区北4西4 (ニュー札幌ビル)

TEL (011) 271-3681

建設業経理事務士検定試験合格への

キメ手となる受験者必携の書

建設業経理事務士検定試験 模擬試験問題集

建設業会計研究会 代表 阿座上洋吉 編著

監修 建設省 計画局 建設振興課

B4版 2級 900円 (約41枚綴)

3級 900円 (41")

4級 800円 (32")

申込先 尚友出版株式会社

〒107 東京都港区赤坂3-21-5 三銀ビル603

T E L 03(583)-9649

郵便振替番号 東京 3-9 2628

お申し込み、お問合せは直接出版社へおたずね下さい。

'83.11 第139号 昭和58年11月25日発行

発行人 葛西 義雄
編集人 橋本 雄一
発行所 北海道行政書士会
印刷所 谷川印刷株式会社
旭川市旭町1条4丁目

札幌市中央区北1条西7丁目(西向)
タキモトビル3F
電話(011) 221-1221
221-1222